

## 日本司法支援センター

去る五月二六日参議院において可決成立した「総合法律支援法」が六月二日公布された。この法律は、国民が法による紛争解決制度をより利用しやすくすること、弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにすることを目的として、「日本司法支援センター」を設置し、①経済力が乏しい人に対する民事法律扶助、②国選弁護人の選定・確保・報酬の決定等、③弁護士過疎地対策、④犯罪被害者の援助、⑤紛争解決制度の有効利用のための情報や弁護士等の法律専門職及びこれらの団体の業務・活動に関する情報の提供等、の各業務を総合的に行おうとするものである。従来、①については日本弁護士連合会を中心とする財団法人法律扶助協会が、②については裁判所が、③については日弁連と全国の弁護士会が行ってきた。④についてはここ数年日弁連・民間団体・国・自治体等がようやく動き出した分野であり、⑤についてはこのような組織はなかった。「日本司法支援センター」はこれらの業務を総合的に担う新組織として二〇〇六年四月を目途に設置されるものである。

しかし、「総合法律支援法」自体は支援センターの業務規模、支部を含む拠点の設置等支援センターの目的達成の成否を決する重要事項については規定していないため、主務官庁となる法務省の準備室において全国各地の実情調査等に努めている。日弁連も、「いつでも、どこでも、だれでも良質な法的サービスを受けられる社会」の実現をめざして支援センターの設置作業に積極的に協力しているのであるが、解決されなければならない課題は山積している。

まず、最も重要な課題は、拠点の数である。本部は東京に設置するとしても、支部乃至出張所を各都道府県に一ヶ所ずつという声も聞かれるが、これでは全く不十分である。当県の場合を考えても、東西に長く、伊豆半島という弁護士過疎地を有している上人口も中部、東部、西部はいずれも一二〇万人台である。従って、従来より法律扶助の審査は静岡、沼津、浜松の弁護士会館に扶助申請

者に来て頂いて行ってきたし、国選弁護の配転のも静岡地裁本庁、沼津支部、浜松支部でそれぞれの地域の弁護士になされて来た。また何よりも、静岡市に支部を一ヶ所設置したところで、東部、西部の県民にとってセンターが身近な存在となり得る筈がない。

次に、国民にとってセンターが頼り甲斐のある存在となるためには、法律扶助を受ける場合の無資力要件も更に緩和され、多くの国民がより容易に紛争解決制度を利用できる状況が作られなければならない。

また、支援センターの業務も、前述の業務に限定されることなく国民のニーズを的確に把握し、更に追加されていく体制がとられなければならない。

これら以外にも支援センターがその設置目的に添った活動がなされるためには様々な課題がある。そして、これらの課題を解決するのは、国会の附帯決議にあるように、何はさておいても国の財政的裏付けである。

また、支援センターの設置により地方自治体の住民に対する法的サービスが後退することがあってはならない。昨年から全国の自治体の中にはこの分野の予算を削減するところが出ていると聞くが、自治体は、地域医療行政と同様に、支援センターの活動も地域住民に対する福祉政策の一つと位置づけ、財政的支援を含めた積極的な協力をすべきである。

【平成16年7月6日 静岡新聞 朝刊 掲載】